



## 別記様式第7号（第14条関係）



矢板市指令生環第 364001 号

住 所 那須塩原市井口 198-1  
 氏 名 株式会社 真田ジャパン  
 代表取締役 五月女 大造

令和 6 年 2 月 14 日付で申請のあった一般廃棄物(収集運搬・処分)業については、  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条(第5項 第10項)の基準に適合するので次の条件を  
 付して許可する。

令和6年3月29日

矢板市長 斎藤 淳一郎



条件

**NO COPY**

許可番号 7-20

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等を遵守すること。
- 2 矢板市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第21条の規定に基づき、毎月10日までに前月の業務実績を別記様式第14号により報告すること。
- 3 矢板市、塩谷広域行政組合の指示に従うこと。

許可の期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（多量排出ごみに限る）
収集運搬及び処分の別	収集運搬
対象区域	矢板市一円
取扱手数料	適正な原価計算に基づき算出された手数料
環境衛生上必要な措置	(1) 関係法令に基づき、生活環境の保全に努めること。 (2) 施設や車両は、清潔を保ち、廃棄物の落下及び汚水の流出をしないよう努めること。